選挙運動用自動車運転雇用契約書

宮古市長選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　(以下「甲」という。)と、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)とは、甲が乙を選挙運動に使用する自動車の運転手として雇用することについて、次のとおり契約を締結する。

第１　雇用期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとする。

第２　報酬の額は、基本日額　　　　　　　　円とする。ただし、１日の勤務時間が８時間を超えた場合は、１時間につき　　　　　　　円を支給する。

第３　乙は、雇用期間が終了した後に、第２の金額を甲に請求するものとする。ただし、甲が、宮古市選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例（平成28年宮古市条例第6号）（以下「宮古市選挙公営条例」という。）の規定に従い、手続きを行う場合は、公職選挙法第９３条第１項の規定により、甲の供託物が市に帰属することとならない場合に限り、宮古市選挙公営条例に規定される金額を宮古市長に請求し、その残金を甲に請求するものとする。

第４　この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義の生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲

　　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙

　　　　　　　　　　　　　　　㊞